特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険資格・給付に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 因连用和						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、資格の得喪・変更等の管理、資格確認書や資格情報のお知らせ、減額・限度額適用認定証等各種証の交付、レセプトのチェック・管理、保険給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①被保険者資格の管理事務②保険給付の支給事務					
③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保都道府県集約システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
1. 資格異動ファイル 2. 緩和	措置異動情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表 第四十四項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
	<選択肢>					
 ①実施の有無	1) 実施する]					
() 大池の円派	2) 実施しない					
	3) 未定					
	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項)					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表(69、70の項)					
	〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではな〈オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	こども・ほけん課					
②所属長の役職名	こども・ほけん課長					
6. 他の評価実施機関						

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111						
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した							
適用した理由							

ı

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	7年6月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
		令和7年6月30日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] いては、それぞれ	/重点項目評価	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	シットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの	委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの	接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である	\ 3	

3) 課題が残されている

7. 犋	宇定個人情報の保管・	消去					
	国人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業				[]人手	を介在させる作業はない	
	ἡミスが発生するリスク †策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	基ネット ・特定個	による照会作業が発	生しない。 「能性があるUS		ばされたマイナンバーの真正性確認しており、 パスワードが必須で暗号化されており、書類	
9. 藍	査						
実施の	の有無	[0]	自己点検	[〇]内	部監査	[]外部監査	
10. 1	従業者に対する教育・	啓発					
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
						o))) -) c 0.0	
11. 1	長も優先度が高いと考	きえられる	6対策		[]全項	目評価又は重点項目評価を実施する	
	優先度が高いと考えられ	[2) <選択服 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	目的を超えた紐付け 支> 目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によって 委託先における不正 不正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	、事務に必要のれるリスクへの、事務に必要のでは、事務に使用ではではではではでいる。 でではないではないではないでは、まないではないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないではないではないでは、まないではな	かない情報と の対策 かない情報と されるリス対き スクの対対の対策 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	日評価又は重点項目評価を実施する この紐付けが行われるリスクへの対策] この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 を ま託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除くの入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 と供が行われるリスクへの対策 対策	
最も個る対策	優先度が高いと考えられ	[2) <選択服 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	目的を超えた紐付け 支> 目的外の入手が行れ 目的を超えた社付けた。 を表にないるとはいるではははいる不正な提供・移転のでははは、かりつった。 青報提供は、かりつった。 青報を関し、「おいい」には、おいい。	、事務に必要のれるリスクへの、事務に必要のでは、事務に使用ではではではではでいる。 でではないではないではないでは、まないではないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないではないではないでは、まないではな	かない情報と の対策 かない情報と されるリス対き スクの対対の対策 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	□ 評価又は重点項目評価を実施する ○の紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 への対策 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	

変更箇所

发 更固定	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村 長又は国民健康保険組合	めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平	事前	
平成28年4月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7項 別表第二 42·43·44	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44	事前	
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象しいつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民健康保険システム 総合の名システム	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年10月1日	5評価美施機関における担当		健康福祉課長	事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム	事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 1. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するため		事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42,43,44	事前	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる		(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(1、2、3、4、	事後	
令和3年7月14日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる		(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、	事前	
令和3年10月25日	I 3.個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	·番号法第19条第8項 別表第二 42,43,44	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42,43,44	事前	
令和5年7月14日	I 関連情報 5評価実施機関における担当	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町 大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦 郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-	事後	
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月14日時点	事前	
令和6年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	事前	
令和6年7月5日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	(情報提供の根拠) ·番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(一、二、三、	事前	
令和6年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月14日時点	令和6年7月5日時点	事前	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	【追記】	2024(令和6)年12月2日に現行の被保険者証の 発行が終了した後は、必要に応じて「資格確認	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	番号法第9条第1項 別表 第四十四項	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(一、二、三、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判 断の根拠	【新様式による追記】	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その 上で記載されたマイナンバーの真正性確認して	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲 覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施して	事後	
令和6年10月31日		国民健康保険システム、国保都道府県集約シス テム、統合宛名システム、中間サーバー、医療	国民健康保険システム(事務処理標準システム 及び国保標準支援システム)、国保都道府県集	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第四十四項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表 第四十四項	事後	
令和7年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを		国民健康保険法等に基つき、資格の得喪・変史	事後	
令和7年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民健康保険システム(事務処理標準システム 及び国保標準支援システム)、国保都道府県集	市町村事務処理標準システム、国保総合システ	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	
	н ж / /// ч и и				;